

セクシャルハラスメントの防止に関する通知

1 職場におけるセクシャルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や、業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

2 わが社は下記の行為を許しません

「就業規則第9条⑨性的な言動により他の従業員に苦痛を与えること、また他の従業員に不利益を与えること、就業環境を害してははらない」とは、次のとおりです。

- ① 性的な冗談、からかい、質問
- ② わいせつ画像の閲覧、配布、掲示
- ③ 性的な噂の流布
- ④ 身体への不必要的接触
- ⑤ 性的な言動により従業員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑥ 交際、性的な関係の強要
- ⑦ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益扱い
- ⑧ その他、他人に不快感を与える性的な言動 など

3 この方針の対象は、正社員、利用者社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべて、また顧客、取引先の社員の方等を含みます。相手の立場にたって、普段の言動を振り返り、セクシャルハラスメントのない、快適な職場を作りましょう。

4 社員がセクシャルハラスメントを行った場合、就業規則第35条(制裁)に当たることとなり、処分されることがあります。その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ① 行為の具体的様態（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
- ② 当事者同士の関係（職位等）
- ③ 被害者の対応（告訴等）・心情等

5 相談窓口

職場におけるセクシャルハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。

電話、メールでの相談も受け付けますので、1人で悩まずにご相談ください。

また、上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

窓口担当 松井 陽介 TEL 0266-55-4164
メールアドレス info@nagano-globe.co.jp

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

6.相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いは行いません。